

社会福祉法人石巻市社会福祉協議会
評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人石巻市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の定款第10条及び第25条に基づき、評議員及び役員、また各種委員会委員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、本会定款第7条第1項の規定に基づき選任された者をいう。
- (2) 役員とは、本会定款第19条第1項の規定に基づき選任された理事及び監事をいう。
- (3) 会長、副会長及び常務理事とは、本会定款第19条第2項の規定に基づき理事の中から選定された者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常務理事以外の役員をいう。
- (5) 各種委員会委員とは、別表1に定める委員をいう。
- (6) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける金銭の給付をいい、次号に規定する費用弁償とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む。）をいい、前号の報酬とは明確に区分されるものとする。

(適用の範囲)

第3条 報酬は、次に掲げる役員等に対し支給することができるものとする。

- (1) 評議員
- (2) 非常勤役員
- (3) 各種委員会委員
- (4) その他会長が必要と認めた者

(支給の基準)

第4条 報酬の支給ができる基準は、次のとおりとする。

- (1) 役員会等の会議に出席した場合
 - (2) 会長の要請により会議等に出席した場合
 - (3) 本会の用務等に出席した場合
 - (4) 監査会に出席した場合
- 2 同日中に2件以上の前項の各号に該当する会議等に出席をした場合については、重複して報酬を支給しないものとする。
- 3 会議等の決議事項について、書面または電磁的記録により意思表示した場合は、会議に出席したときと同様に、報酬を支払うものとする。

(報酬の支給等)

- 第5条 評議員、非常勤役員及びその他各種委員会委員等には、その職務の対価として、別表2に定める報酬を支給する。ただし、地方公共団体の職員又は本会職員が、この法人の評議員、役員又は各種委員会委員等を兼ねている場合には、報酬を支給しない。
- 2 会長の報酬の支給時期は、職員の給与支給の例による。
 - 3 評議員、会長以外の非常勤役員及びその他各種委員会委員等の報酬の支給時期は、職務を遂行した日の属する月の末日までの分を翌月15日までに支給する。ただし、15日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日、土曜日、日曜日以外の日とする。
 - 4 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
 - 5 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(常務理事の給与等)

- 第6条 常務理事には、別表3に定める給料を支給する。
- 2 常務理事には、常勤職員給与規程に定める諸手当を支給する。
 - 3 前2項の支給方法、支給の基準等は、職員の給与支給の例による。

(費用弁償)

- 第7条 評議員、非常勤役員及びその他各種委員会委員等が第4条第1項の各号に該当する場合は、別表4に定める費用弁償を支給する。ただし、地方公共団体の職員又は本会職員が、この法人の評議員、役員又は各種委員会委員等を兼ねている場合には、費用弁償を支給しない。
- 2 費用弁償の支給時期及びその方法は、報酬の例による。
 - 3 評議員及び役員等が本会の職務のため旅行した場合は、前項の規定にかかわらず、役員等の旅費の支給に関する規程に準じて旅費を支給する。

(公表)

- 第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日より施行する。
(社会福祉法人石巻市社会福祉協議会役員の報酬及び費用弁償に関する規程等の廃止)
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
 - (1) 社会福祉法人石巻市社会福祉協議会役員の報酬及び費用弁償に関する規程（平成17年4月1日制定）
 - (2) 社会福祉法人石巻市社会福祉協議会各種委員等の費用弁償及び実費弁償に関する規程（平成17年4月1日制定）

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年6月23日から施行する。

別表1 各種委員会委員名称

委員会委員の名称	委員会委員の名称
評議員選任・解任委員会委員	寄付金配分委員会委員
地域福祉推進委員会委員	生活安定資金運営委員会委員
苦情解決第三者委員	地域福祉活動計画策定委員会委員
社協ボランティアセンター運営委員会委員	その他各種委員会委員(福祉協力員を除く。)

別表2 報酬

区分	役職	単位	報酬の額	条件
評議員	評議員	日額	2, 500円	評議員会に出席した場合につき
	会長	月額	80, 000円	原則週2日定例出勤し、本会の業務を執行する。
		日額	3, 000円	定例出勤以外で職務に従事した場合及び他団体の会議等に出席した場合につき 但し、他団体から報酬等が支給される場合を除く。
非常勤役員	副会長	日額	3, 000円	第4条第1項の各号に該当する場合につき
	理事	日額	3, 000円	会長代理として職務に従事した場合につき
			2, 500円	第4条第1項の各号に該当する場合につき
	監事	日額	10, 000円	第4条第1項第4号に該当する場合につき
		日額	2, 500円	第4条第1項第1号から第3号に該当する場合につき
各種委員会委員	委員	日額	2, 500円	別表1に定める各種委員会に出席した場合につき

別表3 給与

区分	単位	給料の額	条件
常務理事	月額	245, 000円	常勤職員給与規程の例による

別表4 費用弁償

区分	費用弁償額
評議員及び非常勤役員並びに各種委員会委員	交通機関又は交通用具を利用した場合は、実費又は1キロメートルにつき37円を支給する